

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令225号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(文部科学省所管)

単位:千円

基金の名称		秋田県子育て支援等臨時対策基金	
基金設置法人名		秋田県	
基金の額		今回造成額	千円
		造成完了時における残高	1 千円
	(うち国費総当額)	今回造成額	千円
		造成完了時における残高	千円
基金事業等の概要		県及び市町村が行う認定こども園等の整備、教育・保育に関する研修、その他幼児教育の質の向上等に係る事業を行う。(一部の事業は平成26年度までで終了)	
基金事業等を終了する時期	新規採択の終了予定時期	令和5年度末	
	採択事業の最終的な終了予定時期	令和5年度末	
	基金の解散予定時期	令和6年3月末	
基金事業等の目標		各事業実施主体が必要とする特別対策事業を実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。 《令和5年度事業計画》 実施予定なし	
給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制		《申請方法等の問い合わせ先》 秋田県教育庁幼保推進課 調整・企画チーム 電話018-860-5127	
その他の事項			